

鳥取県告示第87号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年2月14日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会	社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会訪問入浴介護事業所	東伯郡琴浦町大字浦安123-1	平成24年2月3日	訪問入浴介護